

鹿児島市交通局鹿児島駅前停留場上屋ほか新築工事（解体）

設計図

(株)トーニチコンサルタント、(株)東条設計、(有)ワイ・ユウプラン設計共同企業体

| | | | |
|---|-----------------------------|-----------------------------|------|
| (株)トーニチコンサルタント・(株)東条設計・(株)ワイ・ユウプラン 設計共同企業体 | | 鹿児島市交通局鹿児島駅前停留場上屋ほか新築工事（解体） | |
| 管理 建築士 | 一級建築士 第231912号 折 田 孝 一 印 | 表紙 | A-01 |

図面目録

| 図面番号 | 図面名称 | 縮尺 | 図面番号 | 図面名称 | 縮尺 |
|------|-------------------------|--------------------------------------|------|--------------------------|-------------------|
| A-01 | 表紙 | | A-16 | 既存公衆便所解体図(建物概要、平面図、屋根伏図) | A1:1:25 A3:1:50 |
| A-02 | 図面目録 | | A-17 | 既存公衆便所解体図(立面図、断面図) | A1:1:25 A3:1:50 |
| A-03 | 解体工事特記仕様書 | | A-18 | 既存公衆便所解体図(断面詳細図) | A1:1:15 A3:1:30 |
| A-04 | 既存停留場上屋解体図(工事概要、配置図等) | A1:1:250 A3:1:500 | A-19 | 既存公衆便所解体図(建具表) | A1:1:25 A3:1:50 |
| A-05 | 既存停留場上屋解体図(平面図) | A1:1:25 A3:1:50 A1:1:100 A3:1:200 | | | |
| A-06 | 既存停留場上屋解体図(屋根伏図) | A1:1:100 A3:1:200 | E-01 | 停留場・信号所・公衆トイレ平面図、盤結線図、姿図 | A1:1:100 A3:1:200 |
| A-07 | 既存停留場上屋解体図(立面図) | A1:1:100 A3:1:200 | | | |
| A-08 | 既存停留場上屋解体図(断面詳細図-1) | A1:1:30 A3:1:60 | M-01 | 解体配置図(機械設備) | A1:1:100 A3:1:200 |
| A-09 | 既存停留場上屋解体図(断面詳細図-2) | A1:1:30 A3:1:60 | M-02 | 既存公衆便所解体図(機械設備) | A1:1:25 A3:1:50 |
| A-10 | 既存停留場上屋解体図(断面詳細図-3) | A1:1:30 A3:1:60 | | | |
| A-11 | 既存停留場上屋解体図(屋根パネル図) | A1:1:30 A3:1:60 | | | |
| A-12 | 既存停留場上屋解体図(基礎伏図) | A1:1:30 A3:1:60 A1:1:100 A3:1:200 | | | |
| A-13 | 既存停留場上屋解体図(柱梁伏図、部材リスト) | A1:1:100 A3:1:200 | | | |
| A-14 | 既存停留場上屋解体図(小梁伏図) | A1:1:100 A3:1:200 | | | |
| A-15 | 既存信号所解体図(平面図、立面図、断面詳細図) | 図示 | | | |

解体工事特記仕様書

I. 工事概要
 1. 工事名 鹿児島市交通局鹿児島駅前停留場上屋ほか新築工事(解体)
 2. 工事場 鹿児島市浜町24号
 3. 工期 令和02年11月30日まで

II. 一般事項

- ・本工事は公共工事であることを十分認識し、工事の施工に必要な官公署その他への手続きは速やかに行うとともに、安全管理を含む諸管理に十分留意して作業を行うこと。
- ・本工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、道路交通法及び建設工事公害災害防止対策要綱その他の関係法令等に従い適切に処置すること。万一事故発生の際は、受注者が復旧又は補償すること。
- ・受注者は、建設業者退職金共済制度の趣旨を踏まえ、この制度の活用に努めること。
- ・工事現場への通行及び諸運搬にあたっては、誘導員を配置するなどして、現場周辺の住民及び通行人への危害防止に万全を期すこと。
- ・又、工事現場では火気責任者を定め、火気の取扱いには十分注意すること。
- ・工事現場周辺の公共料、特に側溝等を、土砂及び廃材等で埋めさせないよう、常に良好に管理すると共に、処分場までの通過道路の汚損等にも十分注意すること。
- ・本工事において支障物件のある場合は、監督員との協議により処理し、これに要する費用は受注者と協議を行うこと。
- ・本工事に使用する仮設工事用電力及び用水等の引き込みに要する費用は、受注者負担とする。
- ・本工事に関する工事の受注者(設備業者等)と工事等については十分打ち合わせを行い互いに理解してから施工すること。

・前金及び中期前金払 本工事は、前金払を契約金額の40%の範囲内で支払うことができる。また、既に40%の範囲内で前金払をした工事で、次の各号の要件を満たしている工事は、契約金額の20%以内の中間前金払を支払うことができる。

(1)工期の2分の1を経過していること。

(2)工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3)既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

・工事内容については付近住民に十分説明し、また打ち合わせを行う等理解を促す措置をするとともに、迷惑、紛争等のないように十分注意すること。

・本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適性に処理すること。

・暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置
暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工事に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行ふこと。

・本工事の施工に際しては、地場産業育成の立場から、できるだけ市内の専門業者や作業員を活用し、資機材についても市内業者から調達すること。

II. 工事仕様

1. 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁常総部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編)(平成28年版)、「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編)(平成28年版)及び「建築物解体工事共通仕様書」(平成24年度版)による。

2. 特記事項の適用は次のとおりとする。

1)項目は番号に印の付いたものを適用する。

2)特記事項印の付いたものを適用する。

○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

3)形状寸法の単位は、特記なきかぎりミリメートルとする。

排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において以下の対象機種を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装置機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督員との協議により、未対策型建設機械を使用しても良いものとする。

(1)バックホウ (2)ホイールローダー (3)ブルドーザー (4)発動発電機

(5)空気圧縮機 (6)油圧ユニット (7)ローラ類 (8)ラフテレンーレーン

なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装置機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。

低騒音型建設機械の使用の原則化について

本工事は建設工事に伴う騒音対策技術指針(昭和62年3月30日建設省経営第58号)に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示すること。

環境基本計画

・本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。

・本工事に使用する建設機械については、原則として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針(公共工事)に適合するものを使用すること。

・本工事に伴う提出する関係書類については、可能な限り、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針適合製品(紙類及び文具類)又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。

・本工事に伴う提出する関係書類については、写真やメーカー提出の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷すること。

・工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を搬出しやすいような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどして、分別の徹底及びリサイクルに努めること。

特記事項

①適用基準等
 ○再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)
 ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 ○建設工事公害災害防止対策要綱(建築工事編)
 ○建設副産物適正処理推進要綱

○解体時におけるコンクリート及び、解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、シート類や十分な強度を有する防網による養生・仮囲いの設置・散水等の措置を講じなければならない。

○解体工事に当たっては、騒音規制法及び、振動規制法に従い、事前に届出等の手続きを行い、定められた基準及び時間帯の範囲内で工事を行わなければならない。

○解体工事時にガスバーナー等を用いてボイラーオイルタンクやアスファルト防水層の近くを切断する等、爆発や火災発生の危険性がある場合には、事前に所轄の消防署へ連絡し、適切な処置を講じなければならない。

○引き渡しを要するもの
 ○引渡し場所 構内 ()

1.6) 工事写真等

下記のものを監督員に提出する。ただし、原版は除く。

| 区分 | 分類 | 規格 | 部数 | 原版の大きさ |
|------|-----|------|----|---------|
| ※着工前 | カラー | L版程度 | 1部 | 24×36以上 |
| ※工事中 | カラー | L版程度 | 1部 | 24×36以上 |
| ※完成時 | カラー | L版程度 | 1部 | 24×36以上 |

・建築工事写真管理要領に基づき、遺漏なく撮影すること。
 工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は原形に復旧する。

1.7) 既存建物等との取合い

※当該施設内に残留している配管、ダクト類、設備機器及び電気設備等の撤去は、すべて本工事に含む。

| 工事箇所 | 職種 資格 |
|----------------|--------------|
| 電気引込み線の切断 | 電気工事士(第2種以上) |
| 給水引込み管のキャップ止め | 水道局指定工事店 |
| 汚水管のプラグ止め | 水道局指定工事店 |
| 都市ガス引込み管のプラグ止め | 供給会社 |
| 消防設備 | 消防設備士 |

電気・水道・浄化槽・ガス等の休止・廃止届等の手続きは受注者が行い、それに係る費用は全て受注者の負担とする。

この工事については、既設建物の部分使用は 有 無
 着工に先立ち、実施工程表、仮設計画書、施工計画書、建設廃棄物処理計画書を作成し監督員の承諾を受ける。

1.8) 設備との取合い

1.9) 部分使用

1.10) 実施工程表 施工計画書等

1.11) 監督員事務所

1.12) 工事用 水

1.13) 工事用 電力

1.14) 仮囲い等

1.15) 埋戻し及び整地

1.16) 発土処分

1.17) 山留め

1.18) 解体の方法

1.19) 既製杭の引き抜き

1.20) 解体材の活用等

1.21) 現場における保管

1.22) 処理の委託

1.23) 運搬

1.24) 処分

1.25) 廃棄物の処理及び清掃

1.26) 精密機器の搬入

1.27) その他

↑ 1.3) 解体工事業者の登録制度の届出は支障のないよう処理すること。

1.3) 施工体制台帳の提出等

1. 建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に連絡なく(遅くとも下請工事の着手前まで)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

2. 工事を施工するに、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に連絡なく(遅くとも下請工事の着手前まで)提出すること。また、施工体制図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について作成し提出すること。

3. ①工事力作成、登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、実績情報サービス(CORIS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内(土、日、祝日を除く)に、登録内容の変更があった日から10日以内(土、日、祝日を除く)に、完成時は工事完成後10日以内(土、日、祝日を除く)に、(一財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、登録完了後は、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

4. ②保険等 請負契約終了後速やかに、A-03に示す工事保険に加入し、証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日間(24時まで)とする。

③交通誘導員について 本工事における交通誘導員の編成人員は、見積開覧書によるものとするが、交通管理者等との協議の結果、又は現場条件等により変更が生じた場合は別途協議する。また、受注者は工事着手前に、実施工図に応じて施工計画書に記載しなければならない。

④現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合について 1. 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合について

1. 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合には、現場代理人は常駐する場合に運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常に与れる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

1)契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 2)工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
 3)橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものである。

4)前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2. 受注者への報告 上記1)の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

⑤ダンプトラック等による過積載等の防止について 1. 工事用資機材等の積載超過のないようすること。
 2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

3. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害するがないようにすること。
 4. さらなる装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に出入りするこがないようにすること。

5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

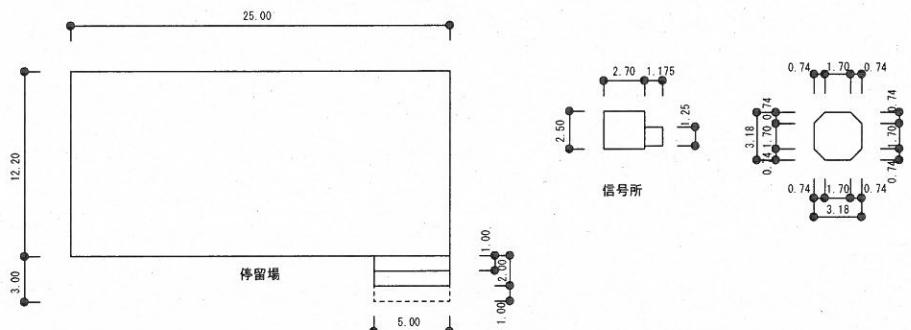
6

| 工事概要 | | 面積表 | |
|------|-----------------------------|------|--|
| 工事名称 | 鹿児島市交通局鹿児島駅前停留場上屋ほか新築工事(解体) | 工事期間 | 別途 仕様書に依る |
| 地名地番 | 鹿児島市浜町 | 構 造 | 停留場: 鉄骨造平屋、信号所: C B造平屋 公衆便所: 鉄筋コンクリート造平屋 |
| 用途地域 | 準工業地域 (60% 200%) | 面積根査 | m ² 坪 |
| 防火地域 | 22条指定地域 | 地目 | □地積測量図 □社内実測図 □板敷地指定図 (区画整理地域内) □既存施設申請図 □字図 □登記簿謄本 |
| 主要用途 | 停留場および附属建物、公衆便所 | 地目 | □宅地 □山林 □水 □林野地 □その他 () |
| 発注者 | 鹿児島市 交通事業管理者 交通局長 | 停留場 | |
| 工事範囲 | 設計図書に依る | 建築面積 | 315.00 m ² |
| | | 延床面積 | 310.00 m ² |
| | | 信号所 | |
| | | 建築面積 | 8.21 m ² |
| | | 延床面積 | 8.21 m ² |
| | | 公衆便所 | |
| | | 建築面積 | 9.02 m ² |
| | | 延床面積 | 9.02 m ² |
| 備考 | | | |

| 外部仕上表 | |
|-------|---|
| 屋根 | ポリカーボネートパネル 75 |
| 底 | ポリカーボネート波板 75 (130波) |
| 樋 | 軒樋: プレハブ軒樋φ70 (JIS溶接工法) + ホーリング板 φ1.6 SOP、軸樋: 鉄管φ76.3 |
| 水切 | アルミ水切 70.6 |

柱 (FL+3.600まで): コンクリート打放しタタキ仕上、一部50角タイル貼

面積表



| | 停留場 | 信号所 | 公衆便所 |
|------|--|---|--|
| 床面積 | $12.20 \times 25.00 + 1.00 \times 5.00 = 310.00 (m^2)$ | $2.50 \times 2.70 + 1.25 \times 1.175 = 8.21875 \approx 8.21 (m^2)$ | $(3.18 \times 3.18) - (0.74 \times 0.74 \div 2) \times 4 = 9.02 (m^2)$ |
| 建築面積 | $12.20 \times 25.00 + 2.00 \times 5.00 = 315.00 (m^2)$ | $2.50 \times 2.70 + 1.25 \times 1.175 = 8.21875 \approx 8.21 (m^2)$ | $(3.18 \times 3.18) - (0.74 \times 0.74 \div 2) \times 4 = 9.02 (m^2)$ |

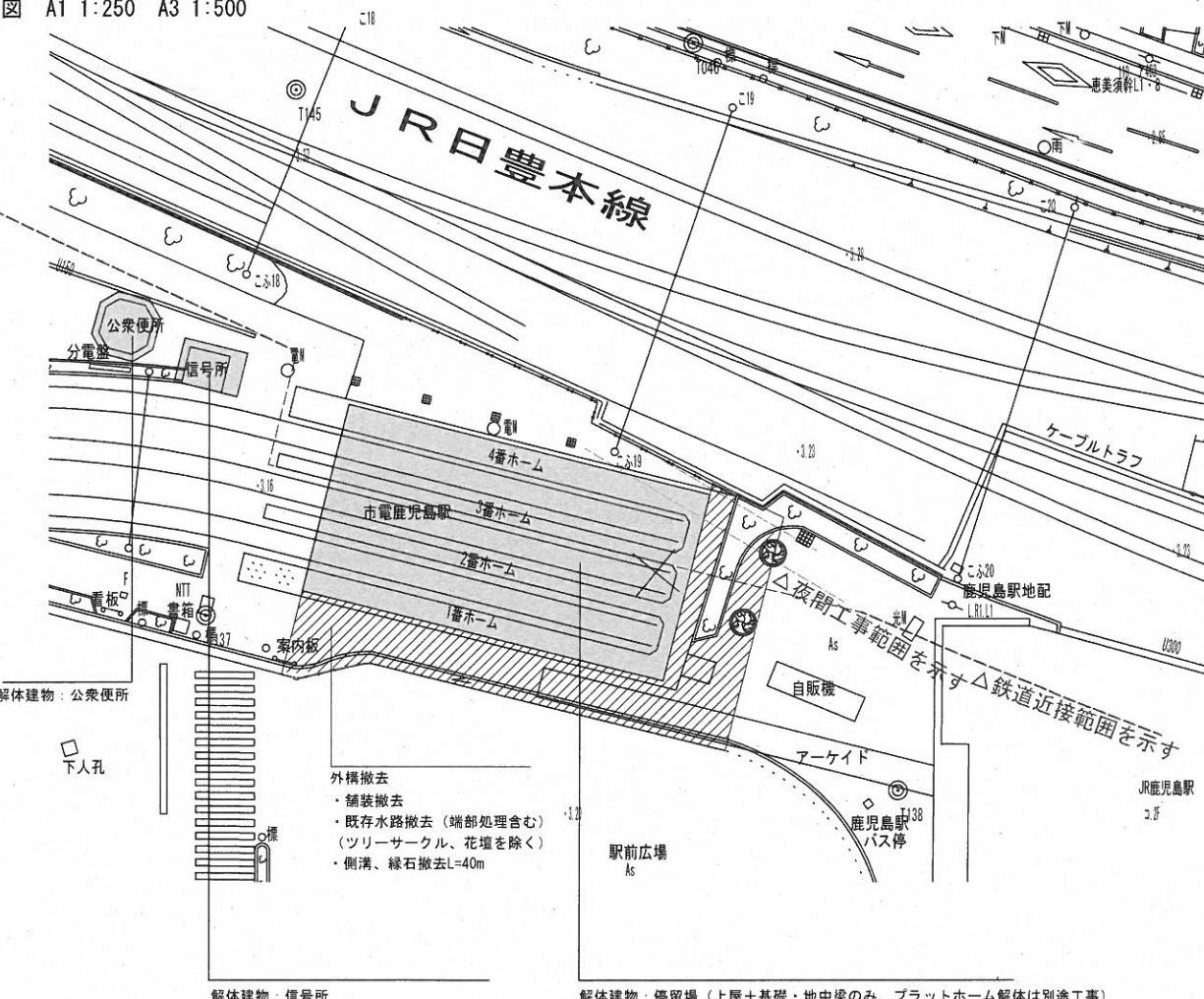
アスベスト含有分析調査結果

| 調査箇所 | | 岩綿の有無 |
|-------|-------------|-------|
| 上屋 | 柱根巻 吹付材 | 無し |
| 信号所 | 外壁 吹付材 | 無し |
| 信号所 | 軒裏 吹付材 | 無し |
| 信号所 | 内壁および天井 吹付材 | 無し |
| 公衆トイレ | 軒裏および内壁 吹付材 | 無し |

付近見取図



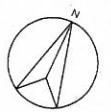
配置図 A1 1:250 A3 1:500

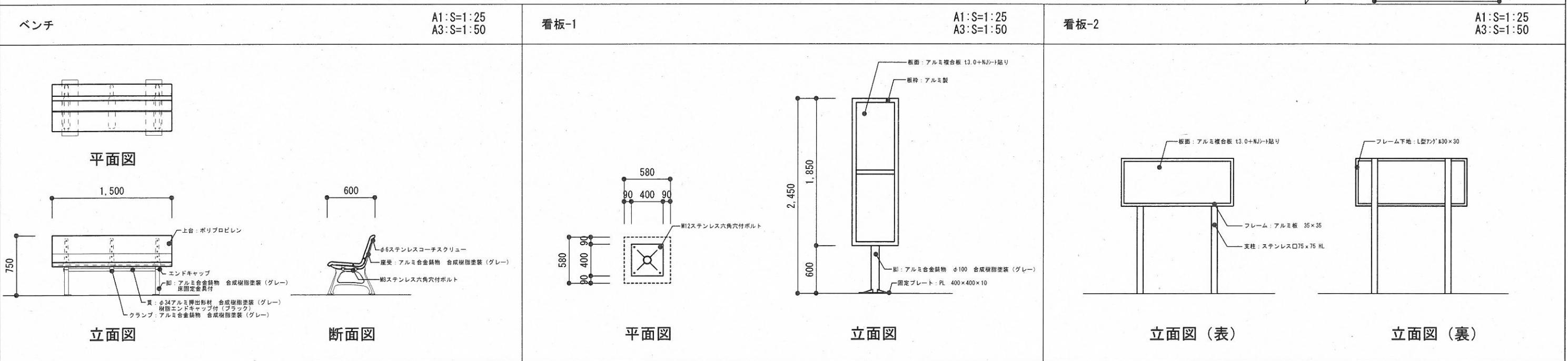
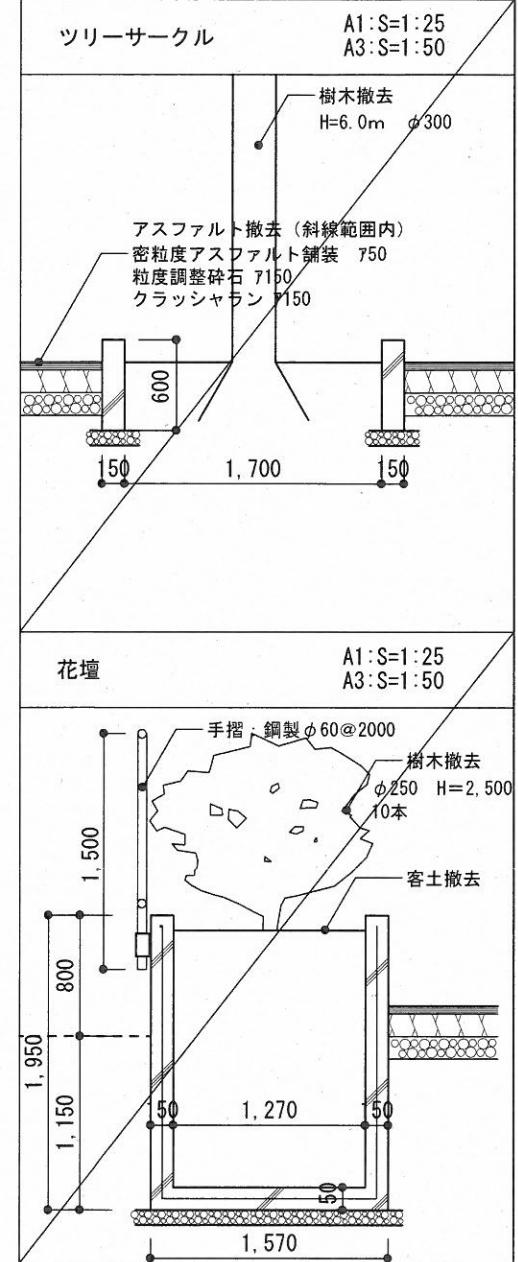
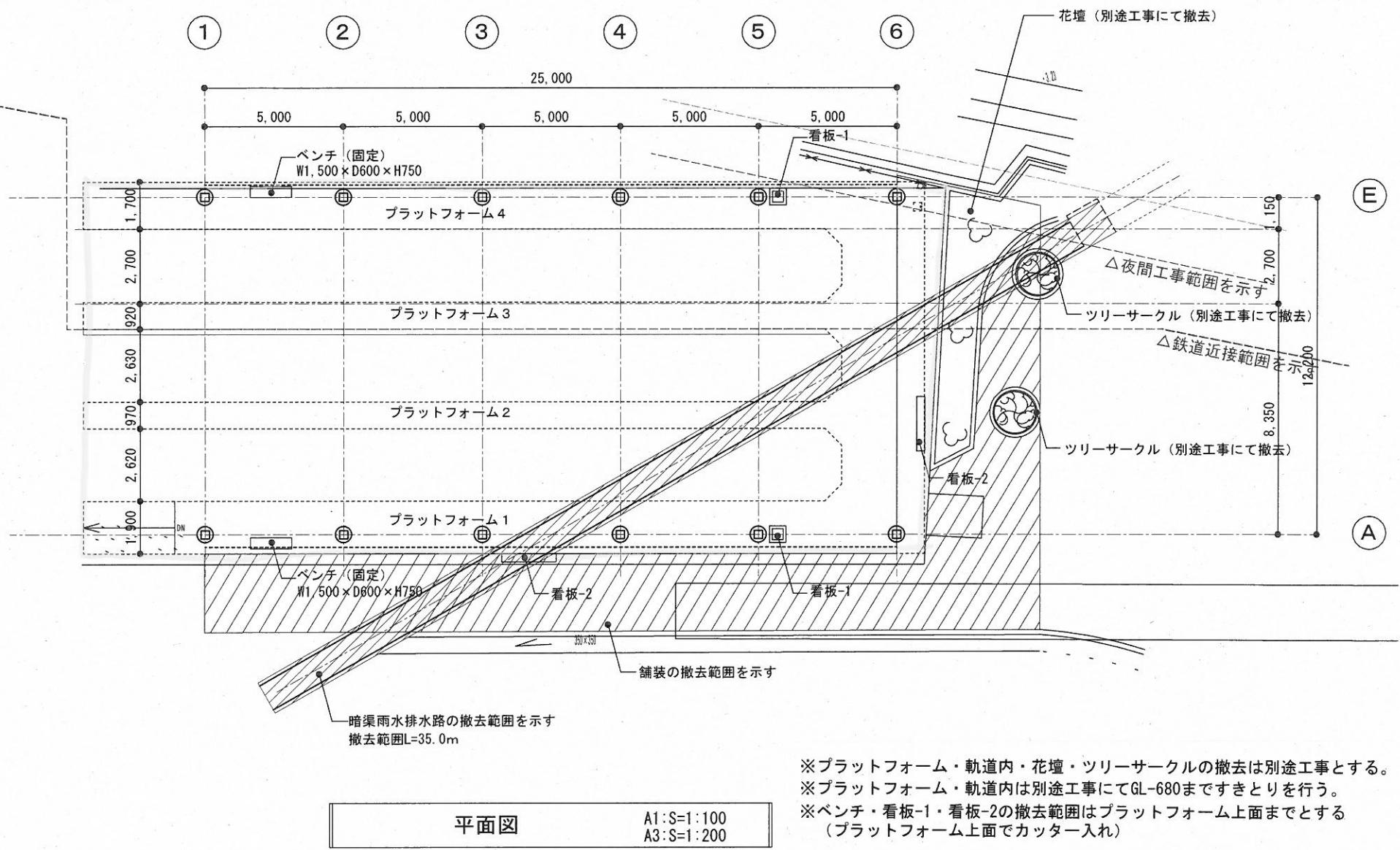


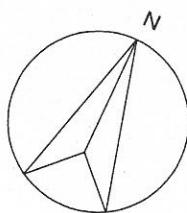
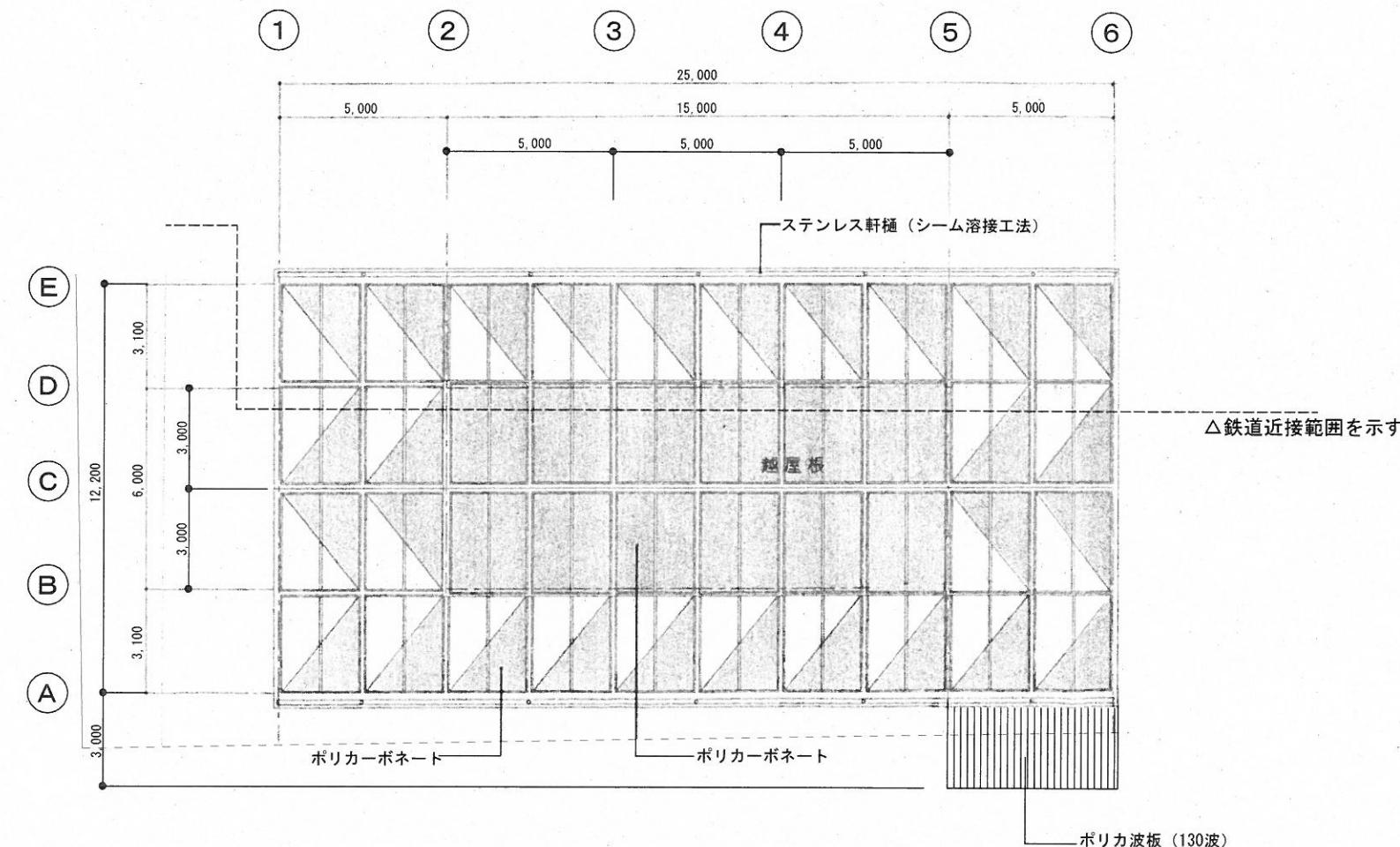
解体建物: 停留場 (上屋+基礎・地中梁のみ、プラットホーム解体は別途工事)

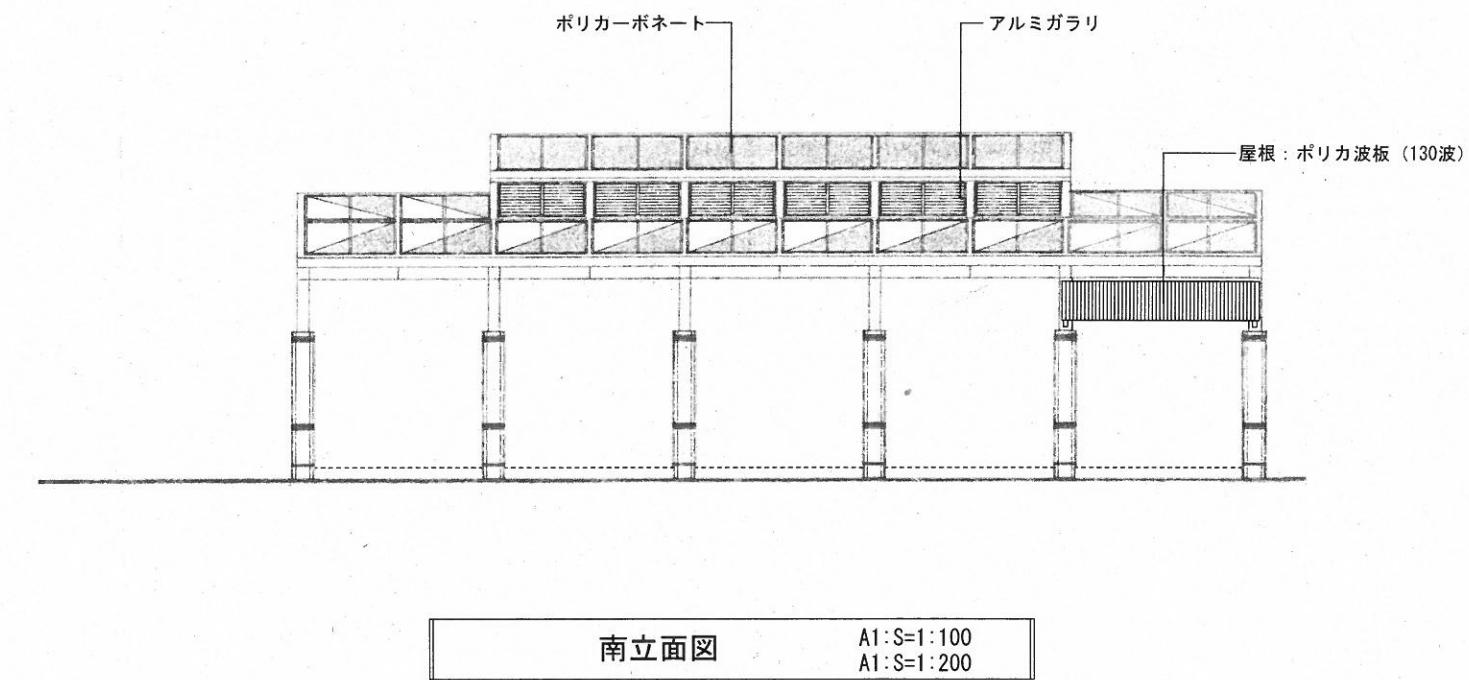
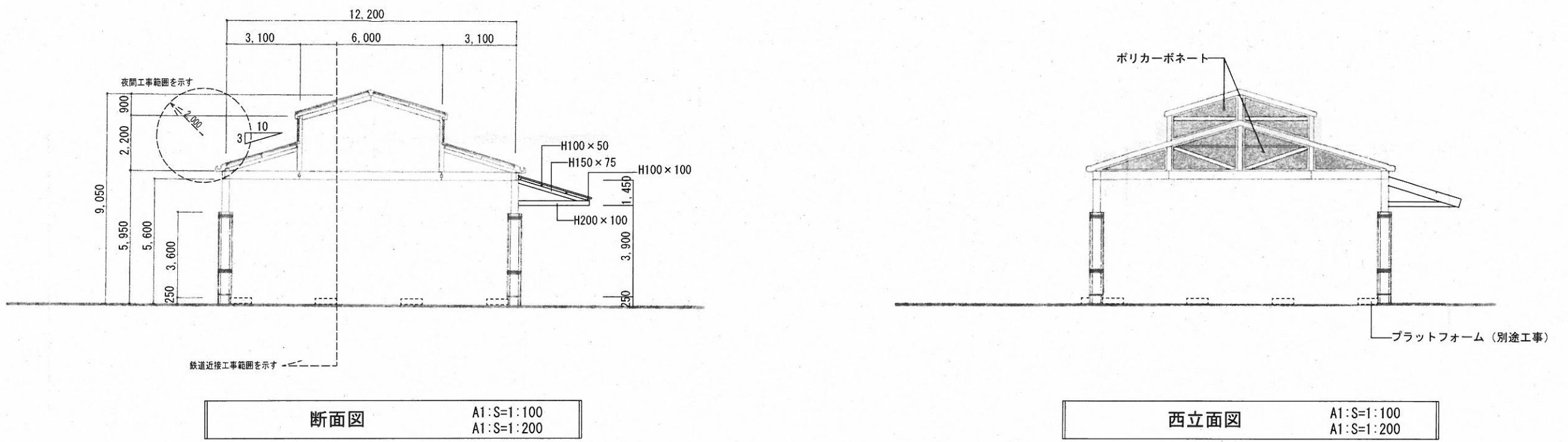
*基礎・地中梁の解体は、上屋撤去後、別途工事にて施工される土留工事 (シートパイル) 完了後に行うこと。

| 鹿児島市交通局鹿児島駅前停留場上屋ほか新築工事(解体) | | A1:1:250 | A3:1:500 | A-04 |
|-----------------------------|--|----------|----------|------|
| 既存停留場上屋解体図 (工事概要、配置図等) | | | | |
| 鹿児島市交通局電車事業課 | | | | |

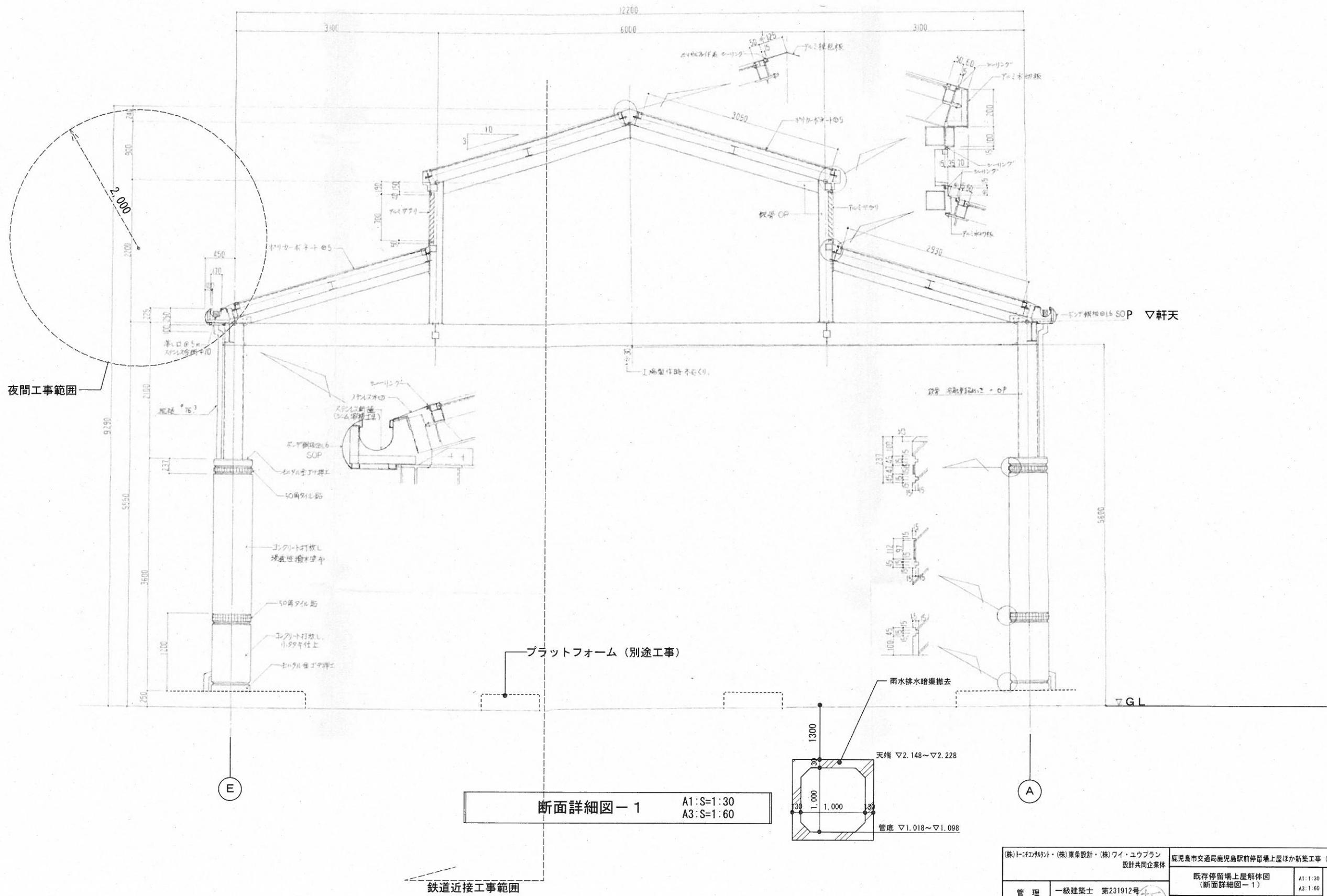








| | | |
|---|----------------------|-----------------------------|
| (株)トヨコウサウンド・(株)東条設計・(株)ワイ・ユウプラン | | 鹿児島市交通局鹿児島駅前停留場上屋ほか新築工事（解体） |
| 設計共同企業体 | | |
| 既存停留場上屋解体図 (立面図) | A1:1:100 A3:1:200 | A-07 |
| 管 理 建 築 士 一級建築士 第231912号 折 田 孝 | 印 | 鹿児島市交通局電車事業課 |

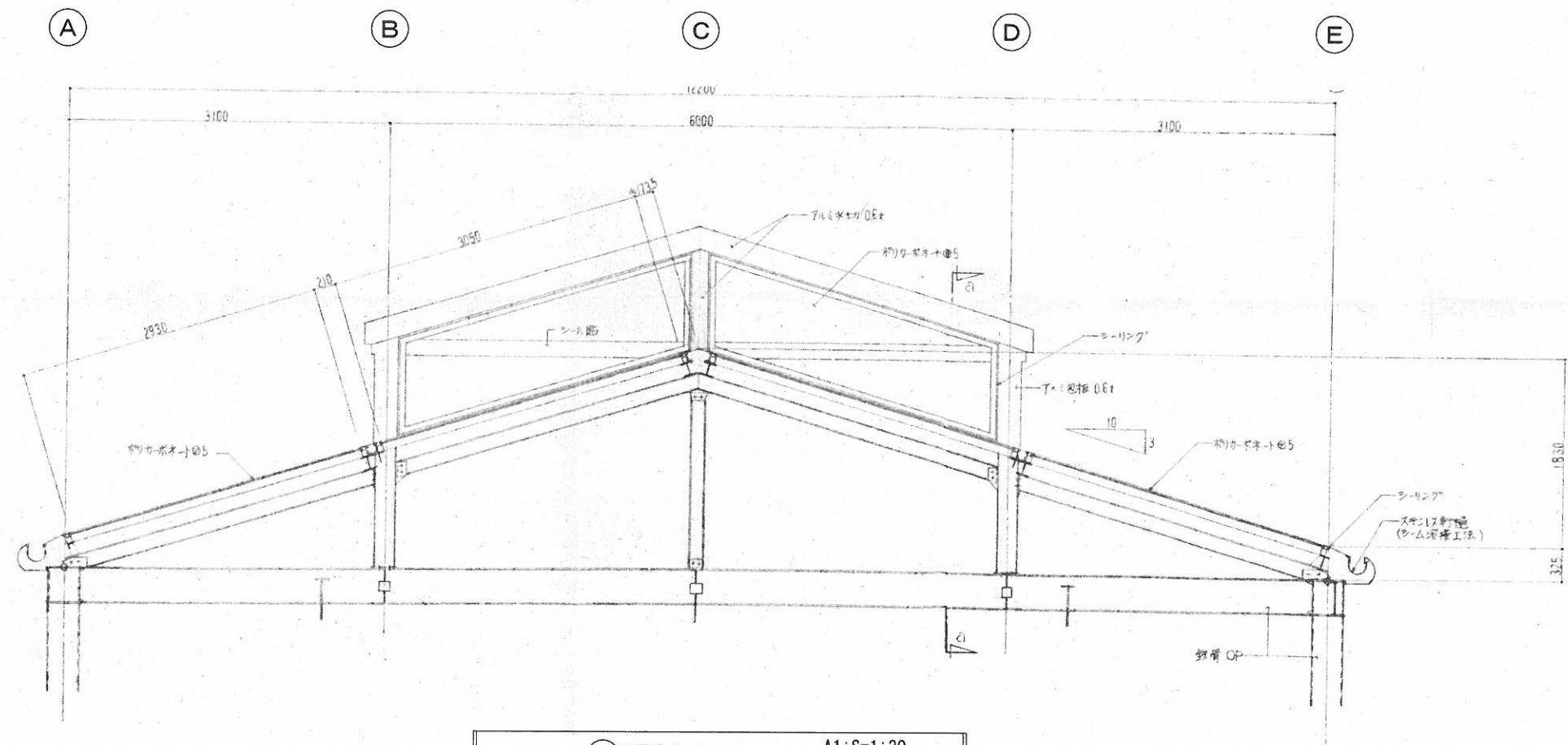


断面詳細図一

A1:S=1:3
A3:S=1:6

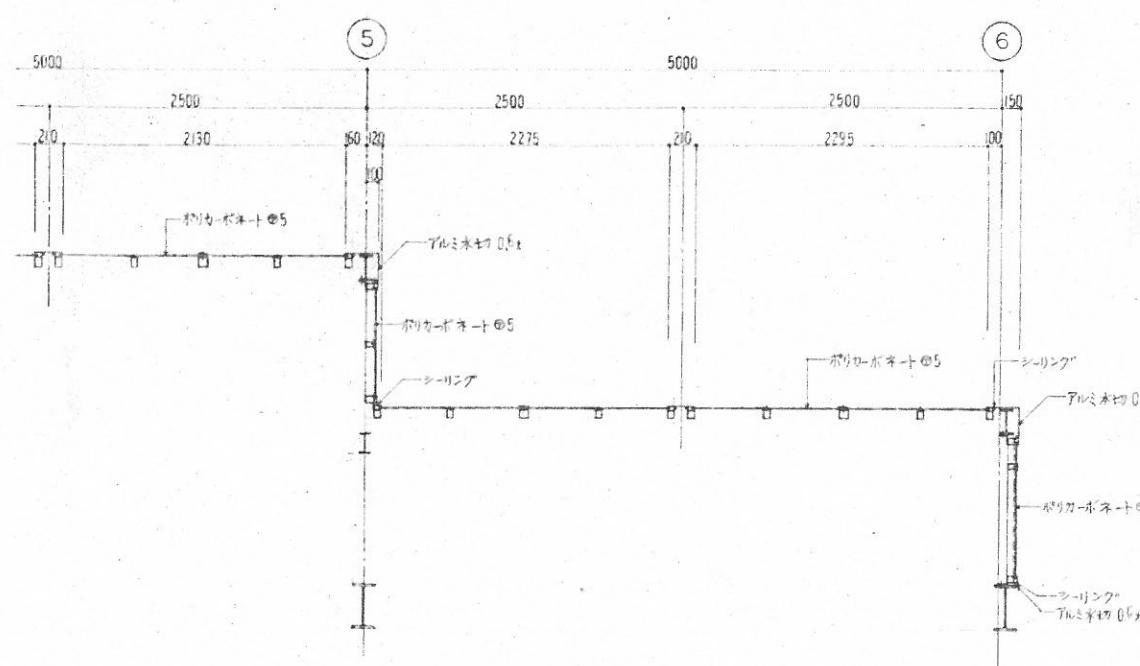
(株)トニチコンサルタント・(株)東条設計・(株)ワイ・ユウプラン
設計共同企業体

既存停留場上屋解体図
(断面詳細図-1) A1:1:30
鹿児島市交通局電車事業課 A3:1:60



5 通側面図

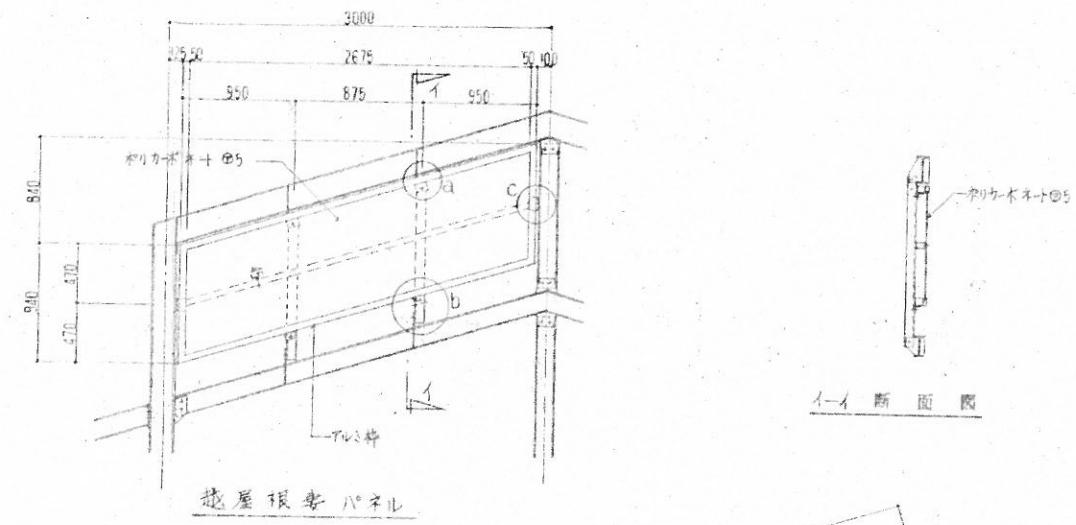
A1:S=1:30
A3:S=1:60



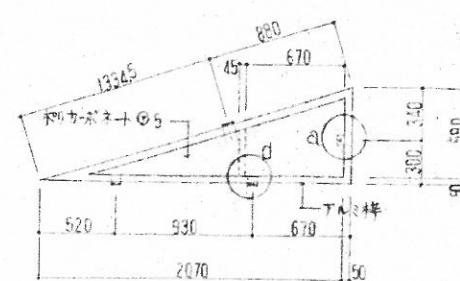
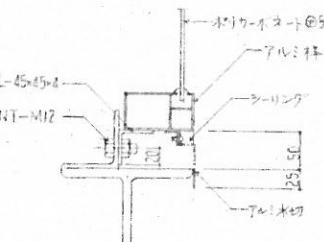
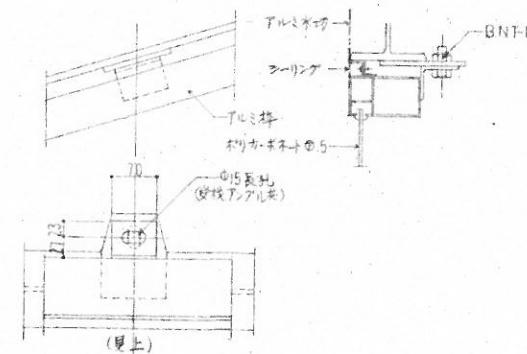
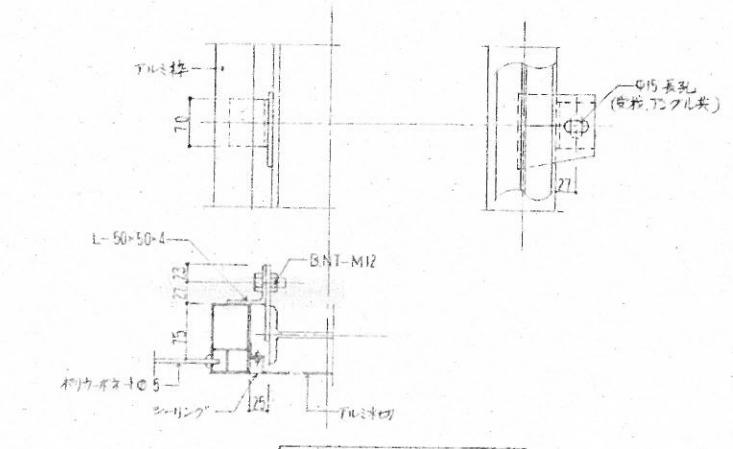
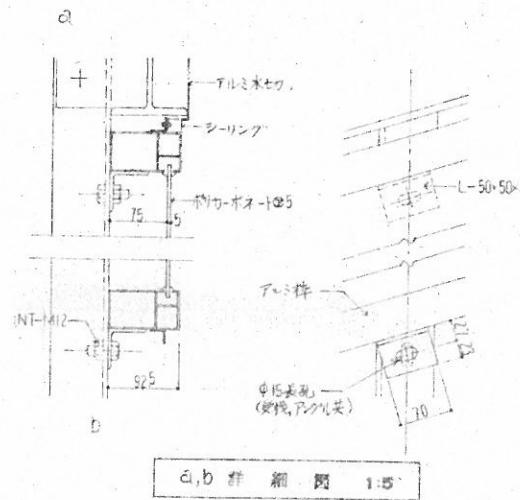
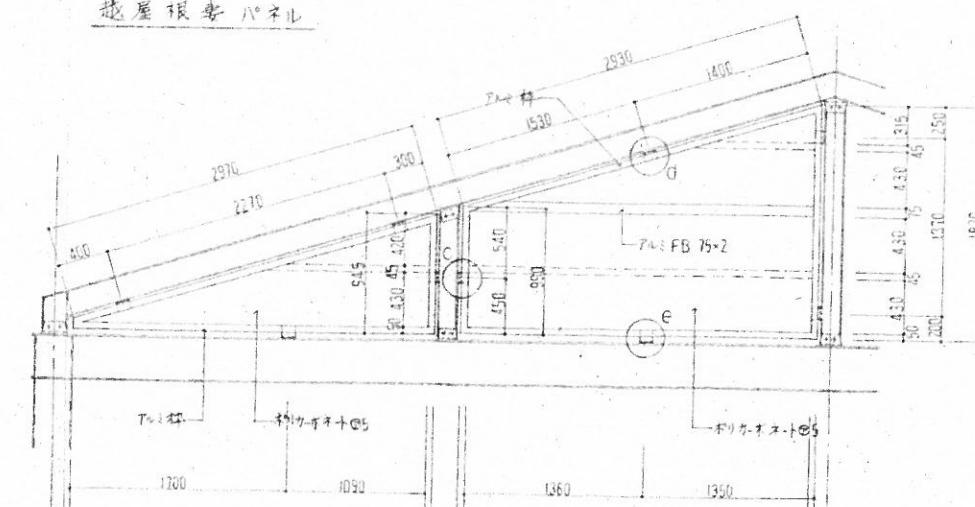
a - a 断面詳細図

A1:S=1:30
A3:S=1:60

| | | | | |
|--|-------------------------|-----------------------------|--------------------|------|
| (株)トヨコントローリング、(株)東条設計、(株)ワイ・ユウプラン 設計共同企業体 | | 鹿児島市交通局鹿児島駅前停留場上屋ほか新築工事(解体) | | |
| | | 既存停留場上屋解体図 (断面詳細図-2) | A1:1:30 A3:1:60 | A-09 |
| 管理 建築士 | 一級建築士 第231912号 折田孝一印 | 鹿児島市交通局電車事業課 | | |



イイ断面図



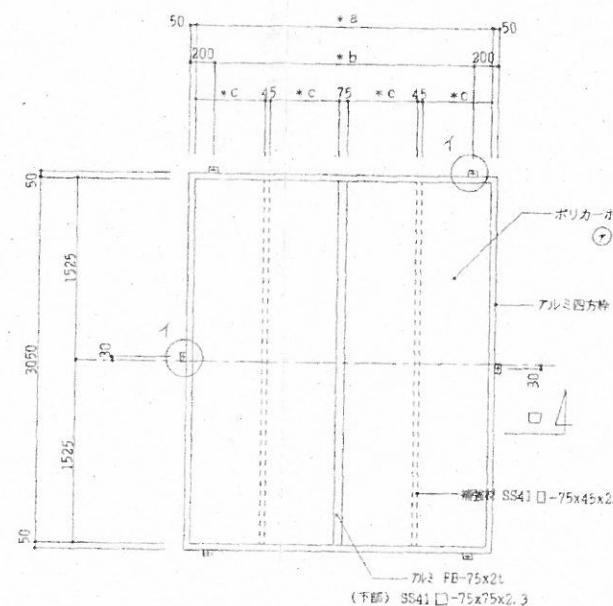
屋根妻パネル

* 特記なきパネル補強材は屋根パネルと同じ。

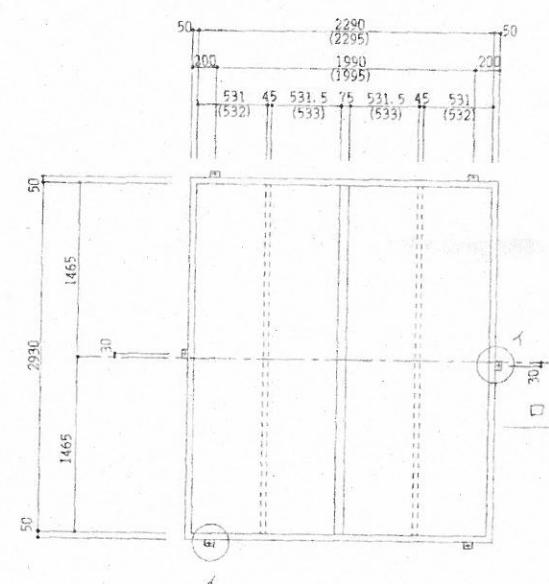
壁パネル詳細図 1:30

| | | | |
|--|------------------------|-----------------------------------|------|
| (株)トニコングループ・(株)東条設計・(株)ワイ・ユウプラン 設計共同企業体 | | 鹿児島市交通局鹿児島駅前停留場上屋解体図 (断面詳細図-3) | |
| 管理 建築士 | 一級建築士 第231912号 折田 孝 | A1:1:30 A3:1:60 | A-10 |
| 鹿児島市交通局電車事業課 | | | |

* a, b, c の寸法は、下記寸法表に



(E), (F) パネル

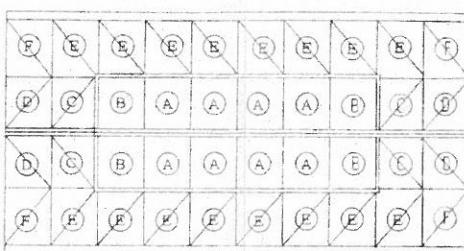


十一

| 符号 | * a 寸法 | * b 寸法 | * c 寸法 | |
|-----|--------|--------|--------|-----|
| (A) | 2290 | 1990 | 531.5 | 531 |
| (B) | 2130 | 1830 | 491.5 | 491 |
| (C) | 2275 | 1975 | 528 | 527 |
| (D) | 2295 | 1995 | 533 | 532 |

パネル詳細図 1 : 30

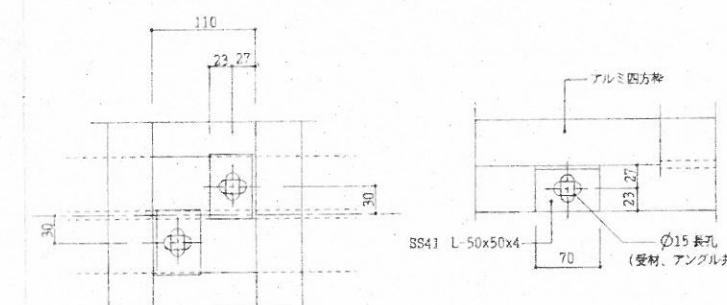
屋根パネル キーフラン



Technical drawing illustrating a structural connection, likely a beam-to-column joint. The drawing shows two main components: a left section labeled 'B' and a right section labeled 'W'.

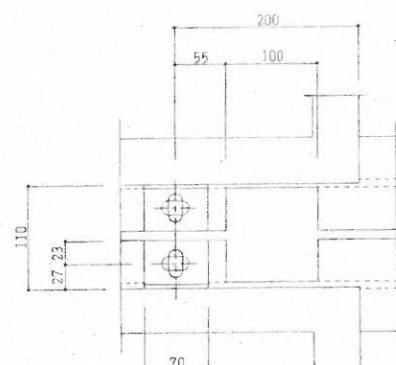
- Left Section (B):** Features a central vertical column with a height of 210. On either side of the column are rectangular cutouts. The top horizontal distance between the outer edges of these cutouts is 150. The vertical height of each cutout is 50. A note indicates "アルミ板 0.6t" (Aluminum plate 0.6t) positioned above the top edge of the cutouts. A label "シルダ" (Silde) is placed near the right side of the top edge.
- Right Section (W):** Features a central vertical column with a height of 75. The top horizontal distance between the outer edges of the cutouts is 10~15. A note indicates "ボリカーボネート (7.5)" (Poly carbonate (7.5)) positioned above the top edge of the cutouts. A label "TAKI FB-75x2t" is placed near the right side of the top edge.
- Bottom Components:** The bottom of the B section has two circular holes. The bottom of the W section has two rectangular cutouts. A note indicates "アルミ四方枠" (Aluminum square frame) positioned below the bottom edge of the W section.
- Material and Dimensions:** The bottom of the W section is labeled "SS41 []-75x75x2.3 OP". The total width of the W section is 92.5.

口 哪个断面最省钢



概連結部

* 頭部も上回る遺傳率。



緒論部

1 部分詳細図 1 : 4